

ふない聴覚言語障害センター
(障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援)
運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会が設置するふない聴覚言語障害センター（以下「事業所」という。）において実施する指定地域移行支援事業、指定地域定着支援事業、指定計画相談支援事業（以下「指定計画相談支援等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び利用者の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者等がその有する能力及び特性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 2 事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 3 事業所は、市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。
- 4 前三項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び「障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定計画相談支援事業の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 1名以上（常勤職員・兼務）

相談支援専門員は、利用者の日常生活全般に関する相談、サービス利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行い適切な障害福祉サービスの利用が行われるようにする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ふない聴覚言語障害センター
- (2) 所在地 京都府南丹市園部町上本町南 2-22
南丹市園部文化会館「アスエルそのべ」2階

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。
ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時45分から午後5時15分までとする。

(指定計画相談支援等の提供方法及び内容)

第6条 事業所で行う指定計画相談支援等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 利用者等に対する地域の障害福祉サービス等の情報提供
- (3) サービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成等、サービス利用支援及び障害児利用計画。
- (4) 居宅訪問による継続的なモニタリング等、継続サービス利用支援及び継続障害児支援利用援助。
- (5) (1) から (4) に付帯するその他必要な相談支援、助言等。

(計画作成対象障害者から受領する費用及びその額)

第7条 法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、支給決定障害者等から計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、支給決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定計画相談支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合には、その実費を支給決定障害者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

- (1) 事業所から片道1キロメートル 25円

4 事業者は第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者に対し交付するものとする。

5 第2項及び第3項の費用の額に係る指定計画相談支援の提供に当たっては、あらかじめ、計画作成対象障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、計

画作成対象障害者の同意を得るものとする。

（利用者負担額に係る管理）

第8条 事業者は、指定計画相談支援等を提供している支給決定障害者が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付等の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額（令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額をいう。以下同じ。）を越えるときは、指定相談事業者は、当該指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者等に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、南丹市・京丹波町の全域とする。

（指定計画相談支援を提供する主たる対象者）

第10条 事業所において指定計画相談支援等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- （1）聴覚言語障害者
- （2）その他、身体障害者

（虐待・身体拘束防止に関する事項）

第11条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- （1）虐待・身体拘束防止に関する責任者の選定及び虐待・身体拘束防止に関する委員会の設置
- （2）成年後見制度の利用支援
- （3）苦情解決体制の整備
- （4）虐待の未然防止、早期発見につなげるための関係機関への連絡
- （5）従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（苦情解決）

第12条 事業者は、その提供した指定相談支援又はサービス利用計画に位置付けた障害福祉サービス等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、市町村長が行う報告もしくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 4 事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、自立支援法又は児童福祉法に基づく京都府知事が行う報告若しくは指定計画相談支援等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者からの苦情に関して京都府知事が行う調査に協力するとともに、京都府知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 事業者は、京都府、京都府知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、前二項までの改善の内容を京都府、京都府知事、市町村又は市町村長に報告するものとする。
- 6 事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第13条 事業者は、利用者に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、京都府及び市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。
 - 3 事業者は、利用者に対する相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第14条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
- (1) 採用時研修 採用後一カ月以内
 - (2) 継続研修 年一回
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するものとする。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は他の指定特定相談支援事業者等に対して、利用者並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。
 - 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
 - 6 事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。
 - 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規定は、令和 1 年 6 月 24 日から施行する。
- 3 この規定は、令和 3 年 5 月 7 日から施行する。
- 4 この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。